

平成17年12月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年12月23日（金曜日 祝日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿4 - 15 - 3 住友不動産西新宿公園3号館1階
西新宿ホール（旧名称三省堂新宿ホール）（注）末尾の会場案内図参照
3. 会議の目的事項
報告事項 第10期（自平成16年10月1日 至平成17年9月30日）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告、単体貸借対照表および単体損益計算書報告ならびに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買取報告の件

決 議 事 項

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

- 第1号議案 第10期利益処分案承認の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第5号議案 定款一部変更の件

< 株主（1名）からのご提案（第6号議案から第8号議案まで）>

第6号議案 定款一部変更の件（1）

第7号議案 定款一部変更の件（2）

第8号議案 定款一部変更の件（3）

上記各号議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（40頁から56頁に記載）のとおりです。

以 上

(お願い) 当日ご出席の際には、お手数ではございますが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する他の株主様に限ります。)

(添付書類)

営業報告書

(自平成16年10月1日 至平成17年9月30日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当社グループの主力事業に関連する移動体通信業界では、(社)電気通信事業者協会の集計している携帯電話・PHSの累計加入者台数の純増数の伸び率は鈍化傾向にあるものの、第3世代携帯電話端末数は平成17年9月末で3,807万台と、平成16年9月末からの1年間で1,546万台の大幅な増加を記録しており、それらに付随したビジネスが活発化しています。

このような経営環境のもと、当社グループは、「売上高の高成長と継続的な利益の積み上げ」を実現するため、「独自のデータ解析技術により、新たな顧客獲得の事業モデルを創出する」というグループの共有する強み(ノウハウ)を基に、中核事業であるコンテンツ配信事業とテレマーケティング事業を早期に高成長軌道に乗せることに注力しています。

特にコンテンツ配信事業においては、第3世代携帯電話端末の普及に対応して、市場が最も拡大するとみられる着うた[®]やモバイル・コンテンツ配信市場で最大規模の市場を持つ着メロ等の音楽分野での有料会員数の拡大を目的に、TV広告、パナー広告等を中心とするプロモーション費用を大幅に積み増しました。

これらの結果、売上高は14,757百万円(前期比28.0%増)と5月に発表した修正予想値を上回り、経常利益(前期比333.1%増)も修正予想値では220百万円の赤字でしたが、最終的に129百万円の黒字を確保することができました。当期純利益については、着うた[®]を展開する連結子法人等においてプロモーション費用の積極的な先行投入により赤字となりましたが、有料会員数の増加により赤字幅が縮小したことに伴い、修正予想値の460百万円の赤字から125百万円の赤字へと大幅に改善しました。

セグメント別の営業概況は、次のとおりです。

コンテンツ配信事業

着うた[®]サイトの「music.jp」、そして着メロサイトの「music.jp取り放題」の会員数増強を図るため、コンテンツ(有力アーティストの楽曲)獲得に注力するとともに、認知度向上を狙ったTV広告やパナー広告等のプロモーション展開を積極的に行いました。

天気予報・交通情報・地図等の生活密着型コンテンツについても、ユーザ

ニーズを探りながら魅力度を高めていったことにより、着実に会員数を増加させることができました。

これらの結果、当期末の有料会員数は371万人（前期末比111万人増）となり、当事業の売上高は9,915百万円、営業利益は279百万円となりました。

携帯電話販売事業

事業採算の悪化が続いていた量販店向け販売から撤退しましたが、通信キャリアブランドのショップ営業に注力したことにより、売上高・営業利益は前期を下回ったものの、修正計画値を上回ることができました。

これらの結果、当事業の売上高は3,639百万円、営業利益は168百万円となりました。

テレマーケティング事業

事業規模の拡大を図るためにオペレータの積極採用を行い、契約獲得件数もほぼ順調に増加したことから、売上高は前期よりも大幅に拡大しました。しかしながら、運営効率の改善が計画に比べ遅れた為、前期よりも赤字幅は縮小したものの、修正計画値を達成するには至りませんでした。

これらの結果、当事業の売上高は949百万円、営業損失は209百万円となりました。

その他事業

家電製品やパソコン等のリユース事業などのその他事業については、売上高は253百万円、営業損失は7百万円となりました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

高成長かつ継続的な利益を生み出す事業への転換

当社グループの従来の主力事業は、携帯電話端末やブロードバンド回線の販売など「スポット型ビジネス」の色彩が強く、短期的には急激な成長が見込めても商材の動向により収益が大きく変動するという不安定な一面があったことから、安定的に収益を生み出す事業の確立が大きな課題となっていました。

このような課題を踏まえ、当社グループは、高成長が見込め、かつ、継続的に利益を積み上げることのできる「ストック型ビジネス」を主体とする事業構造に転換することを経営方針として掲げました。この方針に基づき、事業ポートフォリオを見直し、ストック型ビジネスを主体とした事業へ経営資源を集中してきました。

具体的には、コンテンツ配信事業とテレマーケティング事業の2つを中核事業と位置付け、これらの事業へヒト・モノ・カネの経営資源を集中的に投入することにより、高成長かつ継続的な利益を生み出す事業基盤の確立を確実なものとしていきます。

高成長を支える人材の確保・育成とオペレーションシステムの構築・運営

当社グループは、中核事業に経営資源を集中していますが、グループ内の経営資源の活性化だけでなく、外部経営資源を積極的に取り込んでいく必要があると認識しています。特に、事業拡大のスピードにあわせて優秀な人材を確保するとともに、早期に戦力化できるように育成することが、事業拡大を実現するうえでの重要な課題となっています。

このため、当社グループでは、広告宣伝活動を通じて知名度を向上させていくとともに、採用・教育プログラムを充実させることにより、中核事業の成長の原動力となりうる、リーダーシップを持ち、自律的に活動できる即戦力となる優秀な人材を積極的に確保・育成していきます。

一方では、規模拡大時においても、効率性を維持できるオペレーションシステムの構築・運営が不可欠であるため、IT技術を駆使して効率的かつ効果的なシステムおよび仕組みを構築するとともに、権限委譲を進め、経営の意思決定の迅速化とマネジメント体制の強化を図っていきます。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当期における主な資金調達については、金融機関からの借入金で550百万円のほか、第三者割当による新株発行で784百万円を調達しました。

(4) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資の総額は510百万円であり、主な内容はコンテンツ配信事業のソフトウェア等で386百万円となっています。

(5) 企業集団および当社の業績および財産の状況の推移

企業集団の業績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
売 上 高	11,478,492	11,020,346	11,524,686	14,757,160
経 常 利 益	105,678	315,173	29,919	129,570
当 期 純 利 益	478,846	118,169	1,634,838	125,023
1株当たり当期純利益(円)	7,663.48	1,888.74	25,315.72	1,763.31
総 資 産	10,009,843	9,757,071	10,836,201	9,379,706
純 資 産	1,522,888	1,627,676	3,672,651	5,675,857
1株当たり純資産(円)	24,366.36	25,991.91	55,557.43	70,507.03

- (注) 1. 当社は第9期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しています。従いまして、第7期から第8期までの各期の数値につきましては同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものです。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。1株当たり純資産は、期末発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。
3. 第8期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しています。
4. 各期の主な変動要因は次のとおりです。
- 第7期 当期純損失の主な要因は、電気通信関連事業(移動体通信機器およびブロードバンドサービスの販売)における企画販売等の撤退に伴う特別損失の計上によるものです。
- 第8期 当期純利益の主な要因は、ネットワーク関連事業(コンテンツ配信およびソリューション)の売上拡大によるものです。
- 第9期 当期純利益の主な要因は、コンテンツ配信事業の売上拡大によるもの、また、関係会社株式の株式交換方式による譲渡益に伴う特別利益の計上によるものです。
- 第10期 前記「企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりです。

当社の業績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
売 上 高	11,121,672	9,914,962	8,443,364	9,859,653
経 常 利 益	29,133	347,367	222,165	445,367
当 期 利 益	492,335			
当 期 純 利 益		123,522	559,844	234,028
1株当たり当期利益(円)	7,879.37			
1株当たり当期純利益(円)		1,974.30	8,669.27	3,300.69
総 資 産	10,504,685	9,803,606	10,363,611	9,486,160
純 資 産	3,224,957	3,332,827	4,199,148	6,620,619
1株当たり純資産(円)	51,599.61	53,221.01	63,521.92	82,243.11

- (注) 1. 1株当たり当期利益および当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。1株当たり純資産は、期末発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)により算出しています。
2. 第8期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しています。
3. 第8期より「商法施行規則」(平成14年3月29日法務省令第22号、最終改正 平成15年9月22日法務省令第68号)に基づいて計算書類等を作成し、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しています。
4. 各期の主な変動要因は次のとおりです。
- 第7期 当期損失の主な要因は電気通信関連事業における企画販売等の撤退に伴う特別損失の計上によるものです。
- 第8期 当期純利益の主な要因は、ネットワーク関連事業の売上拡大によるものです。
- 第9期 当期純利益の主な要因は、関係会社株式交換益の計上によるものです。
- 第10期 当期純利益の主な要因は、コンテンツ配信事業の売上拡大によるものです。

2. 企業集団および当社の概要（平成17年9月30日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、コンテンツ配信事業、携帯電話販売事業、テレマーケティング事業等を主な事業内容としています。

区 分	内 容
コ ン テ ン ツ 配 信 事 業	モバイル・コンテンツ配信、ネットワーク音楽配信、等
携 帯 電 話 販 売 事 業	携帯電話の販売、等
テ レ マ ー ケ テ ィ ン グ 事 業	大規模アウトバウンド・テレマーケティングによる保険販売、等
そ の 他 事 業	リユース商品の仕入れおよび販売

(2) 企業集団の主要な事業所

本 社：東京都新宿区

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 223,800株

発行済株式総数 83,772.91株

- (注) 1. 平成15年10月29日に開催した取締役会決議による第2回無担保円建転換社債型新株予約権付社債の株式転換による新株発行によって発行済株式数は13,606.81株増加しました。
2. 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の行使による新株発行によって発行済株式数は405株増加しました。
3. 平成17年6月21日に開催した取締役会決議による第三者割当増資による新株発行によって発行済株式数は3,651株増加しました。

株 主 数 5,599名（前期末比495名減少）

大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
前 多 俊 宏	14,657.4株	17.50%		
株式会社ケイ・エム・シー	12,620株	15.06%		
日本証券金融株式会社	3,633株	4.34%		
角 家 弘 志	2,830株	3.38%		
資産管理サービス信託銀行 株式会社(証券投資信託口)	2,206株	2.63%		
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	1,340株	1.60%		
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	1,165株	1.39%		
SOZO工房戦略投資事業有限 責任組合1号無限責任組 員 株式会社SOZO工房投資	1,162株	1.39%		
篠 原 宏	1,050株	1.25%		
岸 野 一 夫	968.5株	1.16%		

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

取得株式

普通株式 3,267.71株

取得価額の総額 520,788千円

上記取得株式のうち、第9期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買受けた株式は普通株式3,251株です。16.71株は端株の買取りによるものです。買受けを必要とした理由は経営環境の変化に対し、機動的に資本政策を実施するためです。

処分株式

当期における処分はありません。

失効手続きをした株式

当期における失効手続きはありません。

決算期における保有状況

普通株式 3,272.31株

(5) 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	161名	32名増
女 性	62名	29名増
合 計	223名	61名増

- (注) 1. 従業員数には臨時従業員は含まれていません。
2. 当期中における臨時従業員の平均雇用人数は395名です。

(6) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ミュージック・ドット・ジェイビー	650,000千円	100.00%	携帯電話・インターネット向け音楽配信を行っています。
株 式 会 社 テ ラ モ バ イ ル	10,000千円	100.00%	広告代理店業務を行っています。
株式会社テレコムシステムインターナショナル	490,000千円	100.00%	通信事業者ブランドの携帯電話ショップ経営等を行っています。
株 式 会 社 I T S U M O	10,000千円	100.00%	大規模アウトバウンド・テレマーケティングによる保険販売を行っています。
株式会社サイクルヒット	20,000千円	100.00% (100.00%)	リユース商品の仕入れおよび販売を行っています。

(注) 議決権比率に記載のある括弧書きは間接保有株議決権比率を明示したものです。

企業結合の経過および成果

1. 株式会社ミュージック・ドット・ジェイビーは、平成17年1月1日付にて商号を株式会社ミュージック・シーオー・ジェーピーより変更しています。
2. 当期の重要な子法人等は5社であり、連結売上高は14,757百万円（前期比28.0%増）、連結当期純損失は125百万円となりました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
株式会社三井住友銀行	200,000千円		
株式会社みずほ銀行	150,000千円		
株式会社りそな銀行	100,000千円		
株式会社U F J 銀行	100,000千円		

(8) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	前 多 俊 宏	
取 締 役	泉 博 史	執行役員専務 モバイルサービス事業本部長兼モバイルコンテンツ事業部長
取 締 役	斎 藤 忠 久	執行役員専務 経営企画室長兼管理本部長
取 締 役	川 上 桂	執行役員常務 ITセンター長兼研究開発室長
取 締 役	天 野 菊 夫	執行役員常務 移動体事業本部長
取 締 役	高 橋 次 男	株式会社ミュージック・ドット・ジェイビー 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	今 井 亮	
監 査 役	小 林 稔 忠	株式会社小林稔忠事務所 代表取締役
監 査 役	和 田 一 廣	株式会社和田マネジメント 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役川上桂、天野菊夫、高橋次男の三氏は、平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会においてあらたに選任され、就任しています。
2. 平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会終結時をもって任期満了により取締役相浦一成氏が退任いたしました。
3. 取締役武市祐一氏は、平成17年9月30日付で辞任いたしました。
4. 監査役小林稔忠氏は、平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会において選任され、就任しています。
5. 常勤監査役今井亮、監査役小林稔忠および監査役和田一廣の三氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役です。

(9) 新株予約権の状況

1. 現に発行している新株予約権

- (1) 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権は貸借対照表の注記に記載しています。
- (2) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第1回新株予約権
(平成14年12月20日開催の第7期定時株主総会の決議によるもの)
- | | |
|----------------------|-----------|
| 新株予約権の数 | 355個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式 355株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 株式の発行価額 | 72,000円 |
- (3) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第3回新株予約権
(平成15年12月19日開催の第8期定時株主総会の決議によるもの)
- | | |
|----------------------|-----------|
| 新株予約権の数 | 834個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式 834株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 株式の発行価額 | 112,160円 |
- (4) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第4回新株予約権
(平成15年12月19日開催の第8期定時株主総会の決議によるもの)
- | | |
|----------------------|----------|
| 新株予約権の数 | 86個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式 86株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 株式の発行価額 | 169,289円 |
- (5) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第5回新株予約権
(平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会の決議によるもの)
- | | |
|----------------------|-------------|
| 新株予約権の数 | 1,269個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式 1,269株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 株式の発行価額 | 166,000円 |
- (6) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第7回新株予約権
(平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会の決議によるもの)
- | | |
|----------------------|----------|
| 新株予約権の数 | 50個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式 50株 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 株式の発行価額 | 290,394円 |

2. 当期中に株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権
 (1) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第5回-1新株予約権(税制適格)(平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会の決議および平成17年1月21日開催の取締役会決議による新株予約権)

発行した新株予約権の数 1,199個
 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 1,199株
 新株予約権の発行価額 無償
 新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額 166,000円
 新株予約権の行使期間 平成19年2月1日から平成22年9月30日まで

当期末における未行使数 1,199個

新株予約権の行使の条件

- (ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- (イ) 新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の消却事由および条件

当社はいつでも本新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

新株予約権の有利な条件の内容

当社の取締役および使用人、当社子会社および当社関係会社の取締役および使用人に対し、新株予約権を無償で発行した。

新株予約権の割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数等

当社取締役

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
川上桂	70個	普通株式 70株
高橋次男	70個	普通株式 70株
泉博史	60個	普通株式 60株
斎藤忠久	60個	普通株式 60株
武市祐一	60個	普通株式 60株
天野菊夫	45個	普通株式 45株

当社子会社および当社関係会社の取締役

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
岩瀬 勝一	23個	普通株式 23株
岩橋 学	10個	普通株式 10株

当社使用人

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
大澤 克徳	45個	普通株式 45株
角谷 友行	45個	普通株式 45株
上村 裕治	45個	普通株式 45株
周 小萌	25個	普通株式 25株
高木 康憲	25個	普通株式 25株
罫分行 輝	25個	普通株式 25株
松本 健二	23個	普通株式 23株
石橋 邦和	18個	普通株式 18株
加藤 眞	18個	普通株式 18株
宮本 大樹	18個	普通株式 18株

10位以下は省略しています。

当社子会社および当社関係会社の使用人

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
長野 貴夫	30個	普通株式 30株
千葉 浩	18個	普通株式 18株
小泉 洋	15個	普通株式 15株
財津 純一	10個	普通株式 10株
本城 剛史	10個	普通株式 10株
米澤 豊	10個	普通株式 10株
荒井 みづき	5個	普通株式 5株
岩崎 京子	5個	普通株式 5株
浅井 信光	3個	普通株式 3株

発行した新株予約権の状況

区 分	当 社 取締役	当 社 使用人	当社子会 社および 当社 関係会社 の取締役	当社子会 社および 当社 関係会社 の使用人
新株予約権の数	365個	695個	33個	106個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	365株	695株	33株	106株
付与した者の総数	6名	61名	2名	9名

- (2) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第5回-2新株予約権（税制非適格）（平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会の決議および平成17年1月21日開催の取締役会決議による新株予約権）

発行した新株予約権の数 70個

新株予約権の目的となる
株式の種類および数 普通株式 70株

新株予約権の発行価額 無償

新株予約権の行使に際して
払い込みをすべき金額 166,000円

新株予約権の行使期間 平成18年2月1日から
平成22年9月30日まで

当期末における未行使数 70個

新株予約権の行使の条件

- (ア) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。

ア 平成19年1月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる

イ 平成22年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる

- (イ) 新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の消却事由および条件

当社はいつでも本新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

新株予約権の有利な条件の内容

当社の社外協力者に対し、新株予約権を無償で発行した。

新株予約権の割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数等

当社の社外協力者

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
中山 敦	70個	普通株式 70株

発行した新株予約権の状況

区分	当社の社外協力者
新株予約権の数	70個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	70株
付与した者の総数	1名

- (3) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第6回新株予約権(税制非適格)(平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会の決議および平成17年3月17日開催の取締役会決議による新株予約権)

発行した新株予約権の数 50個

新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 50株

新株予約権の発行価額 無償

新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額 170,598円

新株予約権の行使期間 平成18年2月1日から平成22年9月30日まで

当期末における未行使数 50個

新株予約権の行使の条件

- (ア) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。

ア 平成19年1月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる

イ 平成22年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる

- (イ) 新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の消却事由および条件

当社はいつでも本新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

新株予約権の有利な条件の内容

当社の社外協力者に対し、新株予約権を無償で発行した。

新株予約権の割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数等

当社の社外協力者

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
佐野 勝大	50個	普通株式 50株

発行した新株予約権の状況

区分	当社の社外協力者
新株予約権の数	50個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	50株
付与した者の総数	1名

- (4) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第7回-1新株予約権（税制適格）（平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会の決議および平成17年9月15日開催の取締役会決議による新株予約権）

発行した新株予約権の数 30個

新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 30株

新株予約権の発行価額 無償

新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額 290,394円

新株予約権の行使期間 平成19年10月1日から平成22年9月30日まで

当期末における未行使数 30個

新株予約権の行使の条件

- (ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (イ) 新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の消却事由および条件

当社はいつでも本新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

新株予約権の有利な条件の内容

当社使用人、当社子会社および当社関係会社の取締役に対し、新株予約権を無償で発行した。

新株予約権の割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数等

当社使用人

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
景山 富士男	20個	普通株式 20株

当社子会社および当社関係会社の取締役

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
小泉 洋	10個	普通株式 10株

発行した新株予約権の状況

区分	当社使用人	当社子会社および当社関係会社の取締役
新株予約権の数	20個	10個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	20株	10株
付与した者の総数	1名	1名

- (5) 商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第7回-2新株予約権（税制非適格）（平成16年12月18日開催の第9期定時株主総会の決議および平成17年9月15日開催の取締役会決議による新株予約権）

発行した新株予約権の数 20個

新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 20株

新株予約権の発行価額 無償

新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額 290,394円

新株予約権の行使期間 平成18年10月1日から
平成22年9月30日まで

当期末における未行使数 20個

新株予約権の行使の条件

(ア) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。

ア 平成19年9月30日までは、割当数の2分の1まで行使することができる

イ 平成22年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる

(イ) 新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の消却事由および条件

当社はいつでも本新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

新株予約権の有利な条件の内容

当社子会社および当社関係会社の社外協力者に対し、新株予約権を無償で発行した。

新株予約権の割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数等

当社子会社および当社関係会社の社外協力者

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数
池田 晃太郎	15個	普通株式 15株
林 万木子	5個	普通株式 5株

発行した新株予約権の状況

区分	当社子会社および当社関係会社の社外協力者
新株予約権の数	20個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	20株
付与した者の総数	2名

(10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	支 払 額
(1) 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	19,800
(2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	19,200
(3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	16,200

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しています。

(11) 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

平成17年11月10日開催の取締役会において、当社は平成18年1月4日付で、連結子法人等である株式会社ミュージック・ドット・ジェイビー（以下、MDJ）と合併することを決定しました。

合併の目的

当社グループは、コンテンツ配信事業の中でも最大規模の市場を有する着メロ、そして市場が急拡大している着うた[®]に最注力しています。平成17年4月には当社で運営する着メロサイトとMDJで運営する着うた[®]サイトの名称を「music.jp」というブランド名で統一し、認知度を高めるべく積極的なプロモーションを展開しています。このような中、両コンテンツにおける相乗効果をさらに引き出し、有料会員数を獲得していくためには、両社の経営資源を融合し、事業の付加価値向上および効率化を図ることが重要と判断し、当社とMDJが合併することを決定しました。

合併の要旨

(1) 合併の日程

合併契約書承認取締役会	平成17年11月10日
合併契約書調印	平成17年11月10日
合併契約書承認株主総会	平成17年11月25日（被合併会社）
合併期日	平成18年1月4日
合併登記	平成18年1月4日

(注) 商法第413条ノ3第1項の規定により、当社は株主総会の承認を得ることなく合併します。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする簡易合併方式で、MDJは解散します。

(3) 合併比率

当社はMDJの全株式を保有しており、合併による新株式の発行および資本金の増加は行いません。

資本準備金の合併に伴う繰入額は、合併差益の額から合併期日におけるMDJの利益準備金の額および合併期日におけるMDJの任意積立金その他の留保利益の額を控除した額とします。

また、利益準備金の合併に伴う繰入額は、合併期日におけるMDJの利益準備金の額とします。任意積立金その他の留保利益の合併に伴う繰入額は、合併期日におけるMDJの任意積立金その他の留保利益の額とします。

(4) 合併交付金

合併交付金の支払いはありません。

(5) 会社財産の引き継ぎ

MDJは、平成17年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日前日最終日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併期日当日において当社に引き継ぎます。

合併当事会社の概要

(平成17年9月30日現在)

		合併会社	被合併会社
(1)	商号	株式会社エムティーアイ (MTI)	株式会社 ミュージック・ドット・ジェイ ビー (MDJ)
(2)	事業内容	携帯電話向けコンテンツ配信、 携帯電話販売、等	携帯電話・インターネット向け 音楽配信、等
(3)	設立年月日	平成8年8月12日	平成8年9月11日
(4)	本店所在地	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー35F	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー35F
(5)	代表者	代表取締役社長 前多 俊宏	代表取締役社長 高橋 次男
(6)	資本金	2,451百万円	650百万円
(7)	発行済株式総数	83,772.91株	9,000株
(8)	株主資本	6,620百万円	569百万円
(9)	資産合計	9,486百万円	1,900百万円
(10)	負債合計	2,865百万円	1,331百万円
(11)	売上高	9,859百万円	2,924百万円
(12)	当期純利益	234百万円	273百万円
(13)	決算期	9月30日	9月30日
(14)	従業員数	132人	24人
(15)	主要取引先	(販売) KDDI株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ (仕入) KDDI株式会社	(販売) KDDI株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ (仕入) エイベックスネットワーク株式 会社

		合併会社	被合併会社
(16)	大株主および 持株比率	前多 俊宏 17.5% 株式会社ケイ・ エム・シー 15.1% 日本証券金融 株式会社 4.3%	株式会社エムティーアイ 100%
(17)	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	株式会社三井住友銀行
(18)	当事会社の関係	資本関係	合併会社の100%子会社
		人的関係	<ul style="list-style-type: none"> ・合併会社代表取締役社長が代表取締役会長を兼務 ・合併会社取締役1名が代表取締役社長を兼務 ・合併会社取締役2名が取締役を兼務
		取引関係	管理業務等の業務委託

(注) 本営業報告書中の記載金額は表示未満の端数を切り捨て表示しています。

連結貸借対照表

(平成17年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,159,853	流動負債	3,322,128
現金及び預金	3,083,515	支払手形及び買掛金	1,415,304
受取手形及び売掛金	3,514,179	短期借入金	550,000
有価証券	200,000	一年内償還予定社債	400,000
商品	110,851	未払金	425,306
貯蔵品	2,245	未払費用	86,680
前渡金	78,218	未払法人税等	277,734
前払費用	174,899	未払消費税等	57,593
未収消費税等	22,592	前受金	29,562
その他の流動資産	54,735	預り金	75,134
繰延税金資産	93,300	その他の流動負債	4,812
貸倒引当金	△174,686	固定負債	381,719
固定資産	2,215,081	社債	250,000
有形固定資産	188,938	連結調整勘定	131,719
建物附属設備	176,060	負債合計	3,703,848
減価償却累計額	△49,030	(資本の部)	
工具器具及び備品	249,291	資本金	2,451,894
減価償却累計額	△187,383	資本剰余金	4,662,074
無形固定資産	392,345	利益剰余金	917,658
商標権	3,215	その他有価証券評価差額金	881
ソフトウェア	379,000	自己株式	521,333
電話加入権	2,760	資本合計	5,675,857
その他の無形固定資産	7,368	負債、少数株主持分及び資本合計	9,379,706
投資その他の資産	1,633,796		
投資有価証券	970,347		
出資金	20		
長期貸付金	1,313		
入営業保証金	50,631		
差入金保証金	361,787		
長期前払費用	93,868		
繰延税金資産	160,529		
貸倒引当金	△4,701		
繰延資産	4,770		
社債発行費	4,770		
資産合計	9,379,706		

連結損益計算書

(自平成16年10月1日 至平成17年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		14,757,160
売 上 原 価		6,625,913
売 上 総 利 益		8,131,246
販売費及び一般管理費		7,918,996
営 業 利 益		212,249
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,229	
受 取 配 当 金	737	
有 価 証 券 売 却 益	0	
連 結 調 整 勘 定 償 却 額	10,243	
雑 収 入	15,107	28,318
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,224	
社 債 発 行 費 償 却	60,071	
為 替 差 損	159	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	6,067	
事 業 組 合 損 失	11,215	
雑 損 失	3,260	110,998
経 常 利 益		129,570

(単位：千円)

科 目	金	額
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	16,316	
関係会社株式売却益	3,199	
持分変動利益	6,633	26,149
特 別 損 失		
棚卸資産評価損	1,629	
棚卸資産除却損	1,807	
有形固定資産売却損	35	
建物附属設備除却損	3,774	
工具器具及び備品除却損	3,849	
無形固定資産除却損	4,674	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	4,854	
転換社債償還損	38,130	
社債発行費償却	2,887	
システム障害賠償金	4,437	
長期借入金償還手数料	4,183	
事業撤退損失	525	70,789
税金等調整前当期純利益		84,931
法人税、住民税及び事業税	281,564	
法人税等調整額	△62,563	219,000
少数株主損失		9,046
当 期 純 利 益		125,023

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 9社

(株)ミュージック・ドット・ジェイビー、(株)ココデス、(株)テレコムシステムインターナショナル、(株)ITSUMO、(株)サイクルヒット、(株)テラモバイル、(有)メガモバイル、(有)MGMホールディング、(株)フリーチェルジャパン

(有)MGMホールディングについては、当期において新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

(株)フリーチェルジャパンについては、当期において全株式を取得したため、持分法適用非連結子法人等より連結子法人等に変更しています。

(株)ミュージック・ドット・ジェイビーについては、平成17年1月1日に商号を(株)ミュージック・シーオー・ジェービーより変更しています。

(株)モバイルブック・ジェービーについては、当期において新たに設立したため、連結の範囲に含めていましたが、第三者割当により持分比率が低下したため、連結の範囲から除外し、持分法適用会社としています。なお、上記連結子法人等数には含まれていませんが、連結の範囲から除外したときまでの損益計算については連結しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 4社

(株)バックワンキャピタル、(株)イーツ、(株)モバイルブック・ジェービー、(株)ムーバイル

(株)モバイルブック・ジェービーについては、当期において新たに設立したため、連結の範囲に含めていましたが、第三者割当により持分比率が低下したため、連結の範囲から除外し、持分法適用会社としています。

(株)ムーバイルについては、平成17年5月6日に(株)東北新社との間で合弁会社として設立し、当期より持分法適用会社となっています。

(2) 持分法を適用しない関連会社数 1社

Mobbie.com inc.

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

なお、(株)レキサスについては、全株式を売却したため、当期末より持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度の末日は、いずれも連結決算日と一致しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しています。

投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業有限責任組合の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価しています。

ロ. 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品…移動平均法による低価法を採用しています。
貯 蔵 品…最終仕入原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産…定率法を採用しています。なお、主な耐用年数はつぎのとおりです。

建物付属設備 15～18年

工具器具及び備品 3～10年

無形固定資産…定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しています。

長期前払費用…定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費…商法施行規則の規定に基づき3年間で每期均等額を償却する方法を採用しています。

なお、転換および償還分について償却しています。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の条件を充たしているため、特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしています。

当期にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ 有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

ロ. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっています。

5. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定は、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しています。
7. その他
- ① 証券取引法等が一部改正されたことに伴い、「出資金」に含めていました投資事業組合への出資金(300,574千円)は「投資有価証券」に含めて表示しています。
- ② 実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年2月13日)に基づいて、法人事業税の付加価値割及び資本割24,454千円を販売費及び一般管理費として処理しています。
8. 記載金額について
記載金額は、千円未満を切り捨て表示しています。

連結貸借対照表関係

担保に供している資産 定期預金 30,000千円

連結損益計算書関係

1株当たり当期純利益 △1,763円31銭

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の当期純利益 △125,023千円

普通株式に係る当期純利益 △125,023千円

普通株主に帰属しない金額の内訳 一千円

普通株式の期中平均株式数 70,902.92株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年11月24日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 代 清 和 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 井 上 秀 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの第10期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社エムティーアイ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

平成17年12月1日

株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会
監査役(常勤) 今 井 亮 ㊟
監 査 役 小 林 稔 忠 ㊟
監 査 役 和 田 一 廣 ㊟

当監査役会は、平成16年10月1日から平成17年9月30日までの第10期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 当社監査役全員は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成17年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,128,620	流動負債	2,615,541
現金及び預金	2,230,926	買掛金	885,861
売掛金	1,970,776	短期借入金	550,000
有価証券	200,000	一年内償還予定社債	400,000
商品	71,612	未払金	373,591
貯蔵品	437	未払費用	59,452
立替金	2,625	未払法人税等	243,583
関係会社短期貸付金	500,000	未払消費税等	22,627
前払費用	61,474	前受金	29,562
未収金	107,390	預り金	46,049
繰延税金資産	93,687	その他の流動負債	4,812
その他の流動資産	8,013	固定負債	250,000
貸倒引当金	△118,324	社債	250,000
固定資産	4,352,769	負債合計	2,865,541
有形固定資産	147,674	(資本の部)	
建物附属設備	145,129	資本金	2,451,894
減価累計額	△39,023	資本剰余金	3,687,821
工具器具及び備品	162,417	資本準備金	1,987,821
減価累計額	△120,849	その他資本剰余金	1,700,000
無形固定資産	375,013	資本金及び資本準備金減少差益	
特許権	7,653	利益剰余金	1,002,237
商標権	2,825	利益準備金	7,462
ソフトウェア	364,438	当期末処分利益	994,775
電話加入権	88	自己株式	521,333
その他の無形固定資産	7	資本合計	6,620,619
投資その他の資産	3,830,081	負債及び資本合計	9,486,160
投資有価証券	485,281		
関係会社株式	1,284,510		
出資金	20		
関係会社長期貸付金	1,500,000		
従業員長期貸付金	1,313		
長期前払費用	19,961		
差入営業保証金	42,677		
敷金保証金	239,769		
繰延税金資産	259,166		
繰延税金当	△2,620		
繰延資産	4,770		
社債発行費	4,770		
資産合計	9,486,160		

損益計算書

(自平成16年10月1日 至平成17年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,859,653
売上原価		4,100,060
販売費及び一般管理費		5,759,592
営業外収益		5,248,910
営業外収益		510,682
受取利息	24,930	
受取配当金	602	
有価証券売却益	2,111	
雑益	0	
営業外費用	6,367	34,011
支社為替差	24,620	
債権償却損失	60,071	
業務組合損	159	
経常損失	11,215	
特別利益	3,260	99,326
投資関係別損		445,367
別荘売却益	15,434	
有価証券売却益	3,199	18,634
特別損失		
社債償却損	38,130	
債権償却損	2,887	
有価証券売却損	0	
投資関係別損	513	
長期借入金	4,183	
リース	4,437	
事業撤退損	525	
その他特別損失	4,594	55,272
税引前当期純利益		408,729
法人税、住民税及び事業税	235,543	
法人税等調整額	△60,842	174,701
当期繰越利益		234,028
当期繰越利益		760,746
当期繰越利益		994,775

注 記

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
満期保有目的の債券…償却原価法
子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しています。
その他有価証券
時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)
時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しています。
投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業有限責任組合の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価しています。
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
商 品…移動平均法による低価法を採用しています。
貯 蔵 品…最終仕入原価法を採用しています。
3. 固定資産の減価償却方法
有 形 固 定 資 産…定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 付 属 設 備	15～18年
工 具 器 具 及 び 備 品	3～10年

無 形 固 定 資 産…定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しています。
長 期 前 払 費 用…定額法を採用しています。
4. 繰延資産の処理方法
社 債 発 行 費…商法施行規則の規定に基づき3年間で每期均等額を償却する方法を採用しています。
なお、転換および償還分について償却しています。
5. 引当金の計上基準
貸 倒 引 当 金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。
6. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7. ヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の条件を充たしているため、特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしています。

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ 有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

8. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

9. その他

① 当期から商法施行規則第200条を適用し、貸借対照表、損益計算書の用語又は様式

については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成しています。また、商法施行規則第48条第1項を適用し、子会社に対する金銭債権債務、取引高および子会社株式の記載を「関係会社」単位で記載しています。

② 証券取引法等が一部改正されたことに伴い、「出資金」に含めていました投資事業組合への出資金(300,574千円)は「投資有価証券」に含めて表示しています。

③ 実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年2月13日)に基づいて、法人事業税の付加価値割及び資本割21,236千円を販売費及び一般管理費として処理しています。

貸借対照表関係

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 650,925千円

短期金銭債務 218,409千円

2. 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、研究開発用、制作用コンピュータおよびソフトウェアの一部について、リース契約により使用しています。

3. 担保に供している資産

定期預金 30,000千円

4. 保証債務等

保証債務 21,333千円

5. 旧商法第280条ノ19第1項に規定する取締役および使用人に付与している新株引受権の内容
- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 株主総会の決議日 | 平成10年12月28日 |
| 対象となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| 対象となる株式の数 | 60株 |
| 新株の発行価額（行使価額） | 1株につき35,556円 |
| 権利行使期間 | 平成12年12月29日から平成20年9月30日まで |
| (2) 株主総会の決議日 | 平成12年12月22日 |
| 対象となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| 対象となる株式の数 | 653株 |
| 新株の発行価額（行使価額） | 1株につき373,000円 |
| 権利行使期間 | 平成13年2月1日から平成22年9月30日まで |
6. 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しています。

・損益計算書関係

1. 関係会社との取引高
- | | |
|------------|-------------|
| 売 上 高 | 1,237,187千円 |
| 仕 入 高 | 42,428千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,118,258千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 24,838千円 |
2. 1株当たり当期純利益 3,300円69銭
- ※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎
- | | |
|-----------------|------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 234,028千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 234,028千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の内訳 | —千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 70,902.92株 |

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	994,775,056
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1株につき340円)	27,370,204
次 期 繰 越 利 益	967,404,852

(注) 利益配当金からは自己株式3,272.31株の配当金を除いています。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年11月24日

株式会社エムティーアイ

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 代 清 和 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 秀 之 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成16年10月1日から平成17年9月30日までの第10期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成17年12月1日

株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会
監査役(常勤) 今 井 亮 ㊟
監 査 役 小 林 稔 忠 ㊟
監 査 役 和 田 一 廣 ㊟

当監査役会は、平成16年10月1日から平成17年9月30日までの第10期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に参加するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を受けました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分は除く。)は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分は除く。)は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

以 上

(注) 当社監査役全員は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 80,464個
2. 議案および参考事項

第1号議案 第10期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類37頁に記載のとおりです。

当社は、企業価値の創造と拡大を通じた時価総額の向上に加えて、利益配分を継続的に実施していくことを重要課題と位置付けています。配当に関しましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を勘案して、総合的に決定する方針を採っています。

上記の方針を踏まえ、財務体質の強化および事業拡大への布石とするための事業投資等に伴う資金需要に備える観点から、当期の利益配当金につきましては、1株につき340円といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会の終結時をもって取締役全員（6名）が任期満了退任となります。つきましては、経営体制の強化を目的とし、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
1	前 多 俊 宏 (昭和40年1月19日生)	昭和62年4月 日本アイビーエム株式会社 社入社 昭和63年12月 株式会社光通信入社 平成元年8月 同社取締役 平成6年7月 同社常務取締役 平成8年8月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） (他社の代表状況) 株式会社ミュージック・ドット・ジェイ ビー 代表取締役会長 株式会社テラモバイル 代表取締役会長 株式会社ITSUMO 代表取締役会長 株式会社テレコムシステムインターナシ ョナル 代表取締役会長	14,657.4株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
2	泉 博 史 (昭和40年2月26日生)	昭和62年4月 日本アイビーエム株式会社入社 平成9年6月 マイクロソフト株式会社入社 平成11年2月 当社入社 平成11年11月 当社執行役員IT事業部長 平成14年11月 当社執行役員モバイルサービス事業本部長 平成14年12月 当社取締役モバイルサービス事業本部長 平成15年12月 株式会社テラモバイル代表取締役社長 平成16年12月 当社取締役兼執行役員専務モバイルサービス事業本部長 平成17年5月 株式会社ムーバイル代表取締役 平成17年7月 株式会社ムーバイル代表取締役副社長(現任) 平成17年8月 当社取締役兼執行役員専務モバイルサービス事業本部長兼モバイルコンテンツ事業部長(現任) (他社の代表状況) 株式会社ムーバイル 代表取締役副社長	89株

候補者 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
3	高 橋 次 男 (昭和26年12月 1 日生)	昭和50年 4月 三菱商事株式会社入社 平成 5年12月 有限会社セメル（現株式 会社ギア・エヴァー）設 立代表取締役社長 平成10年 4月 株式会社船井電機社長補 佐 平成11年 4月 株式会社デジタルアドベ ンチャー代表取締役社長 平成13年 4月 株式会社アットマーク代 表取締役社長 平成16年10月 株式会社ミュージック・ シーオー・ジェービー取 締役 平成16年11月 株式会社ミュージック・ シーオー・ジェービー （現株式会社ミュージッ ク・ドット・ジェイピ ー）代表取締役社長（現 任） 平成16年12月 当社取締役（現任） （他社の代表状況） 株式会社ミュージック・ドット・ジェイ ビー 代表取締役社長	50株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
4	齋 藤 忠 久 (昭和27年2月17日生)	昭和50年4月 株式会社富士銀行(現株 式会社みずほフィナンシ ャルグループ)入行 昭和54年7月 株式会社富士ナショナ ル・シティ・コンサルテ イング(現みずほ総合研 究所株式会社)出向 昭和58年9月 ナカミチ株式会社入社 平成12年4月 PacketVideo Corporation Senior Vice President 平成13年4月 パケットビデオ・ジャパ ン株式会社代表取締役社 長 平成14年4月 株式会社アットマーク取 締役 平成15年10月 当社執行役員経営企画室 長 平成15年12月 当社取締役経営企画室長 兼管理本部長 平成16年12月 当社取締役兼執行役員専 務経営企画室長兼管理本 部長(現任)	80株
5	川 上 桂 (昭和22年7月12日生)	昭和48年4月 松下電器産業株式会社入 社 平成9年6月 松下技研株式会社取締役 平成10年5月 日本エリクソン株式会社 モバイル端末R&Dセンタ ー所長 平成13年4月 同社通信技術研究所開発 センターセンター長 平成15年4月 株式会社リアルビジョン 顧問 平成15年6月 同社取締役開発本部長 平成16年10月 当社顧問 平成16年11月 当社執行役員IT事業部長 平成16年12月 当社取締役兼執行役員常 務IT事業部長 平成17年9月 当社取締役兼執行役員常 務IT事業部長(現ITセン ター長)兼研究開発室長 (現任)	25株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
6	天 野 菊 夫 (昭和17年4月1日生)	昭和36年3月 ヤマギワ株式会社入社 昭和63年8月 同社取締役 平成7年7月 株式会社アルシェ専務取 締役 平成10年1月 株式会社セキド家電事業 部事業部長 平成11年6月 株式会社ケースデンキ新 店開店責任者 平成14年1月 当社入社 平成15年10月 株式会社サイクルヒット 代表取締役社長 平成16年3月 株式会社テレコムシステ ムインターナショナル代 表取締役社長（現任） 平成16年4月 当社執行役員移動体事業 本部長 平成16年12月 当社取締役兼執行役員常 務移動体事業本部長（現 任） 平成17年4月 株式会社サイクルヒット 代表取締役会長（現任） (他社の代表状況) 株式会社テレコムシステムインターナシ ョナル 代表取締役社長 株式会社サイクルヒット 代表取締役会 長	14株

候補者 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
7	佐々木 隆一 (昭和20年1月18日生)	昭和42年4月 財団法人ヤマハ音楽振興 会入社 昭和53年4月 株式会社リットーミュ ジック設立代表取締役社 長 平成8年9月 株式会社ミュージック・ シーオー・ジェービー設 立代表取締役社長 平成11年9月 株式会社ミュージック・ シーオー・ジェービー取 締役会長 平成17年1月 株式会社モバイルブ ック・ジェービー設立代表 取締役社長（現任） 平成17年7月 株式会社ミュージック・ ドット・ジェイビー取締 役相談役（現任） ナクソス・デジタル・ジ ャパン株式会社代表取締 役社長（現任） (他社の代表状況) 株式会社モバイルブック・ジェービー 代表取締役社長 ナクソス・デジタル・ジャパン株式会社 代表取締役社長	404株

- (注) 1. 取締役候補者 佐々木隆一氏は、株式会社モバイルブック・ジェービーの代表取締
役社長を兼務しており、当社は同社との間でモバイル・コンテンツを中心とする業
界情報、マーケティング情報等の情報提供を受けるために業務委託契約を締結して
います。
2. 株式会社ミュージック・シーオー・ジェービーは平成17年1月に株式会社ミュージ
ック・ドット・ジェイビーに商号変更しました。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を目的とし、あらたに監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
山本邦彦 (昭和18年10月22日生)	昭和49年4月 株式会社北越ケース設立専務取締役 昭和54年8月 株式会社NVQ設立代表取締役社長(現任) 昭和63年4月 株式会社北越ケース代表取締役社長(現任) 平成11年6月 株式会社テレコムシステムインターナショナル取締役 平成12年7月 株式会社ピーシーデポコーポレーション監査役(現任) 平成13年6月 株式会社テレコムシステムインターナショナル監査役(現任) 平成13年7月 財団法人北越美術博物館理事長(現任) (他社の代表状況) 株式会社NVQ 代表取締役社長 株式会社北越ケース 代表取締役社長	

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものです。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めること、幅広い支援および協力を得ることを目的として、当社、当社子会社および当社関係会社の取締役、監査役および使用人ならびに社外協力者に対し新株予約権を無償で発行します。
2. 新株予約権割当の対象者
当社、当社子会社および当社関係会社の取締役、監査役および使用人ならびに社外協力者に割り当てます。
3. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
普通株式1,000株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じた1株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。
 - (2) 新株予約権の数
1,000個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数1株)
なお、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数について同様の調整を行う。
 - (3) 各新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の、株式会社ジャスダック証券取引所における当社

株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

(5) 新株予約権の行使期間

平成18年2月1日から平成23年9月30日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人の場合、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。なお、新株予約権者の任期満了による退任、定年による退職の場合は権利行使期間終了まで引き続き権利を有するものとする。

新株予約権者が社外協力者の場合、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社と協力関係にあることを要する。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
その他の条件は、取締役会において決定する。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が上記(6)に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、その新株予約権を無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、新株予約権の全部を無償で消却することができる。

当社は、いつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

第5号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 業容の拡大、および当社を存続会社とする株式会社ミュージック・ドット・ジェイピーとの簡易合併に伴い、現行定款第2条に定める目的事項につき、所要の変更を行うものです。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)の施行により、電子公告制度が導入されたことに伴い、公告縦覧の利便性を高めるため現行定款第4条(公告の方法)につき、所要の変更を行い当社の公告を電子公告に変更するとともに、併せてやむをえない事由により電子公告ができないときの措置を定めるものです。
- (3) 当社は、現状、役員退職慰労金を支給しておりませんので、実態と定款をあわせるべく、現行定款第18条および第24条より「退職慰労金」の文言を削除するものです。
- (4) 監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、すみやかに後任監査役が就任し、法定員数を充足できるようにするため、補欠監査役をあらかじめ選任することに必要な規定を新設するものです。
- (5) 規定の新設による条数繰り下げ等を行い、定款を整備するものです。

2. 変更の内容

(変更する条文のみ記載。下線部が変更部分。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (新 設)</p> <p><u>7.</u> 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権及びノウハウの取得、利用方法の開発、実施・利用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介</p> <p><u>8.</u> } (省 略)</p> <p><u>14.</u> (新 設)</p> <p><u>15.</u> (省 略) (新 設) (新 設)</p> <p><u>16.</u> } (省 略)</p> <p><u>23.</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>7.</u> <u>音楽著作権の管理及び音楽著作物の利用の開発</u></p> <p><u>8.</u> <u>前号のほか、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権及びパブリシティ権、ノウハウの取得、利用方法の開発、実施・利用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介</u></p> <p><u>9.</u> } (現行8.~14.のとおり)</p> <p><u>15.</u></p> <p><u>16.</u> <u>CDその他の録音物、DVDその他のビデオグラム等の原盤の企画及び制作</u></p> <p><u>17.</u> (現行15.のとおり)</p> <p><u>18.</u> <u>楽譜の出版</u></p> <p><u>19.</u> <u>芸能人、音楽家、映画監督、脚本家、演出家及びスポーツ選手等の育成及びマネージメント</u></p> <p><u>20.</u> } (現行16.~23.のとおり)</p> <p><u>27.</u></p>

現行定款	変更案
<p>24. <u>クレジットカード会社に対する 売上承認、売上請求の代行業務</u></p>	<p>28. <u>インターネット等の通信ネット ワークを利用した電子取引 決済事業</u></p>
<p>25. (省 略) (新 設)</p>	<p>29. (現行 25. のとおり) 30. <u>前各号の業務を営む会社の株 式を所有することにより当該 会社の事業活動を支配・管理 すること</u></p>
<p>26. (省 略)</p>	<p>31. (現行 26. のとおり)</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告の方法)</p>
<p>第4条 当社の公告は<u>日本経済新聞に 掲載してする。</u></p>	<p>第4条 当社の公告は<u>電子公告によ り行う。ただし、電子公告に よることができない事故その 他やむをえない事由が生じた ときは、日本経済新聞に掲載 して行う。</u></p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p>	<p>(取締役の報酬)</p>
<p>第18条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金 は、株主総会の決議をもって定 める。</u></p>	<p>第18条 取締役の報酬は、株主総会の 決議をもって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(補欠監査役)</p>
	<p>第24条 <u>法令または定款に定める監査 役の員数を欠くことになる場 合に備え、予め株主総会にお いて監査役の補欠者(以下 「補欠監査役」という)を選 任することができる。 補欠監査役の選任決議の定足 数は、第20条第2項の規定を 準用する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第25条 } (省略)</p> <p>第30条</p>	<p><u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第25条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第26条 } (現行第25条～第30条のとおり)</p> <p>第31条</p>

< 株主(1名)からのご提案 >

第6号議案から第8号議案は、株主提案によるものです。

なお、提案株主(1名)の議決権の数は、1,050個です。

第6号議案 定款一部変更の件(1)

1. 提案の内容

「株主総会における議案の議決結果は賛成、反対の株式数を株主総会の決議通知に記載して開示する。株式数の正確な計数によらず、拍手、挙手などで議決した議案については、参考として議決権行使書による賛成、反対の株数を株主総会の決議通知に記載して開示する。

また、取締役、監査役の選任に対しては、取締役、監査役の個人別の賛否の株式数を同様に開示するものとする。」という条文を定款に新設する。

2. 提案の理由

株主総会は、会社における最高の意思決定機関であり、その場で決議された議案に対する賛否の株数は、株主として当然知る権利があり、経営の透明性の見地からも開示されるべきだと考えます。

現在、株主総会にて議決権行使の計数を行った議案に対する賛否の株式数は、会場で読み上げられて口頭にて開示されていますが、決議通知には賛否の株式数は記載されず会場にいない株主は知ることができません。また拍手等で可決された議案においても、事前に回収されている議決権行使書での賛否の数は開示されていません。

自分が投票した議案に対する賛否の数を知ることは当然の権利であるとともに、株主間の情報開示の公平性、経営の透明性、健全な企業統治の確保のためにも、各議案に対する賛否の株式数の全株主への文書による開示は不可欠だと確信し、上記の通り提案します。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主総会における議案の採決の方法は、議長の権限に属する事項であり、拍手、挙手、個別集計等の中から議長が当該議案について適切と考える方法により行うことが、議事の円滑な進行に資するものと考えます。また、株主総会の決議通知の時期、方法および記載内容については、決議成立後速やかに株主の皆様はその結果をお伝えするという観点から、会社が株主総会毎の諸事情を勘案して決定すべきものであると考えます。

なお、議決権行使書は、株主総会の終結日から3ヶ月間、会社の本店に備え置かれ、株主の皆様は必要な場合、その閲覧または謄写を請求するこ

とが認められています。

したがって、本議案のような規定を定款に記載することは適当ではなく、また、その必要もないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件(2)

1. 提案の内容

「事業年度毎の取締役および監査役の報酬・賞与額については、報酬額上位5名の取締役もしくは監査役の個人別の額を毎事業年度の株主総会招集通知の営業報告書に記載して開示する。」という条文を定款に新設する。

2. 提案の理由

現在、「経営の透明性」は投資を行う際の判断基準のひとつとなっています。業績は企業の努力のみならず外部環境によって変動しますが、経営の透明性は企業の努力によって、コストをかけることなく達成できます。

アメリカでは上場企業は少なくともCEOを含む上位5名の役員の個人別の報酬額を株主総会招集通知に記載することが義務づけられています。

こうした個別開示はイギリス、フランス、オーストラリアなどにも広がっており日本の一部の企業もすでに開示に踏み切っています。

今こそ、当社は、企業業績と取締役報酬及び取締役の個人的貢献と個人報酬額の連動性を明確にし、経営の透明性を高めるために、少なくとも上位5名の取締役の個人別報酬額を開示すべきだと考えます。

このような経営の透明性の向上を他社に先駆けて行うことは情報開示に熱心であるという当社の国際的評価を高め、企業価値を増大させるものと確信し、上記のとおり提案します。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、取締役および監査役の報酬につきましては、それぞれ報酬年額の総枠を株主総会に提案し、ご承認いただいています。

この方法は、法令および判例に照らしても適法かつ妥当な取扱いです。

当社は、取締役・監査役各自にどのように報酬が分配されているかを開示することよりも、当社の経営にあたる取締役・監査役それぞれ全体としてどれくらいのコストがかかっているのか、すなわち取締役および監査役別の報酬総額を開示することの方が重要であると考えており、また、コーポレートガバナンスの観点からも十分であると認識しています。

なお、取締役および監査役別の報酬総額は、有価証券報告書および附属明細書に記載していますが、有価証券報告書は、当社のHP (<http://www.mti.co.jp/investment/top.html>) に掲載されており、株主の皆様もインターネットで閲覧することが可能です。

したがって、本議案のような規定を定款に記載することは必要ではないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件(3)

1. 提案の内容

「取締役および監査役の退職慰労金贈呈の議案を株主総会に提案するときは、退任する個々の取締役および監査役ごとにその金額を明示する。」という条文を定款に新設する。

2. 提案の理由

本議案も第6号、第7号議案同様、経営の透明性の確保のために取締役ならびに監査役の退職慰労金も開示されるべきだと考えます。

第6号議案から第8号議案までが実行されることは、当社が他社に先駆けて積極的に情報開示をする姿勢を示すこととなります。

このことは、経営の透明性に敏感な個人株主や外国人投資家により高く評価され当社の企業価値の増大に貢献することになると信じて疑いません。

私は昨年株主総会で株主提案議案として「株主総会の土日、祝日開催」を提案させて頂きました。

この提案は否決されこそしましたが、9,000株弱の賛同を得られ、多くの個人株主の声が会社側に伝わったと考えております。

第6号～第8号議案までの議案に対する提案理由や趣旨に関する質問は、mtikabu@hotmail.co.jpの篠原 宏宛に連絡くだされば、説明させて頂きます。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、取締役および監査役への退職慰労金の支給実績がこれまででないことから、実態と定款をあわせるため、第5号議案において、退職慰労金に関する文言を削除することをご提案しています。

したがって、本議案のような規定を定款に記載することは適当ではなく、また、その必要もないと考えます。

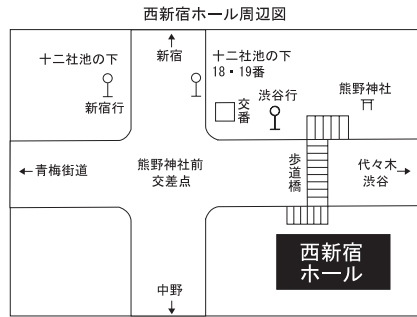
以上

A series of 18 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

定時株主総会会場ご案内図

西新宿ホール(旧名称三省堂新宿ホール)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-15-3 住友不動産西新宿公園3号館1階
TEL (03)3320 2611 (注)前回の第9期定時株主総会会場と同じ場所となります。



< 交通のご案内 >

新宿西口より

徒歩 15分 **タクシー** 熊野神社前下車

バス 西口交番脇階段上る

⑱⑲番 じゅうにそう「十二社池の下」下車熊野神社方向2分

車 首都高速新宿ランプから2分

駐車場には限りがありますので、他の交通手段をご利用ください。

地下鉄 大江戸線都庁前徒歩5分、丸の内線西新宿徒歩7分